



秋田県公報

三 次

福地謙太郎
副知事(十九)

監査委員公告

報 公 県 田 秋

監査結果公告第7号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告していたが、報告に基づく措置の通知があったので同条第7項の規定により公表する。
平成14年4月8日

秋田県監査委員 天野 進
秋田県監査委員 小玉 和夫

財———1941
平成14年3月29日

秋田県監査委員 天野 進 様
秋田県監査委員 小玉 和夫 様

秋田県知事 寺田 典城

住民監査請求に係る監査委員の勧告に対する措置について(通知)

本件監査において指摘を受けた第62回国民体育大会秋田県準備委員会及び第62回秋田県体競技力向上対策本部が任用している職員が使用している国体準備室の執務スペースに係る諸設備経費の実費分については、次のとおり調定及び納入通知を行っております。

今後とも、団体職員の県庁舎等の使用については、行政財産使用許可に遺漏がない

よう十分注意してまいります。

2 団体の職員の準備室使用に係る諸設備経費の実費分の積算等

当該2団体が準備室に入居した日から行政財産使用許可がなされた平成14年2月8日の前日までの間の諸設備経費の実費相当分について、当該2団体の債務の存在と支払い義務を確認するため、同年3月25日に「県庁舎入居団体諸設備経費の支払いに関する契約書」を締結し、この契約に基づき同日に調定及び納入通知を行っております。

なお、各団体においては、3月27日に納入しております。

(1) 第62回国民体育大会秋田県準備委員会

債務発生期間、専任職員数及びその専有面積

【平成11年度】

平成11年4月13日から平成11年4月23日 2名 6.6㎡
平成11年4月26日から平成11年5月7日 2名 6.6㎡
平成11年5月10日から平成11年5月12日 2名 6.6㎡
平成11年6月1日から平成12年3月31日 1名 3.3㎡

【平成12年度】

平成12年4月1日から平成12年5月31日 1名 3.3㎡
平成12年5月31日から平成12年6月9日 1名 3.3㎡
平成12年6月12日から平成12年6月23日 1名 3.3㎡
平成12年6月26日から平成12年6月30日 1名 3.3㎡
平成12年7月1日から平成13年3月31日 1名 3.3㎡

【平成13年度】

平成13年4月1日から平成14年2月7日 1名 3.3㎡
債務の額

各年度ごとに他の入居団体に適用した積算方法(平成8年3月25日付け出納局長通知「行政財産の使用許可に係る使用料の減免等の取扱いについて」の別表2諸設備等経費算出基準表による)により算出した諸設備経費の実費分に各年度ごとの諸設備経費の納入期限の翌日から平成14年2月7日までの期間に民事法定利率を準用して、年5分の割合の利息を付加した額

年 度	諸設備経費の実費分	利 息 分	調 定 金 額
平成11年度	19,393円	2,614円	22,007円
平成12年度	17,749円	1,391円	19,140円

平成13年度	14,858円	637円	15,495円
合 計	52,000円	4,642円	56,642円

調定年月日 平成14年3月25日
 納入期限 平成14年4月15日

(2) 第62回秋田国体競技力向上対策本部
 債務発生期間、専任職員数及びその専有面積

【平成13年度】

平成13年4月1日から平成14年2月7日 1名 3.3㎡
 債務の額

平成13年度に他の入居団体に適用した積算方法により算出した諸設備経費の実費分に、諸設備経費の納入期限平成13年6月20日の翌日から平成14年2月7日までの期間に民事法定利率を準用して、年5分の割合の利息を付加した額

諸設備経費の実費分	利 息 分	調 定 金 額
14,858円	637円	15,495円

調定年月日 平成14年3月25日
 納入期限 平成14年4月15日

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷
 電話 082-8766000
 E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp
 FAX 082-8766000
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷

